

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月25日
【計算期間】	第43期 （自 2019年11月26日 至 2020年5月25日）
【ファンド名】	グローバル・ボンド・オープンIM
【発行者名】	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメ ント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 寛之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【事務連絡者氏名】	平野 哲太郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5100
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、主として「グローバル・ボンド・マザーファンド」（以下、マザーファンド）を通じて、日本を除く各国の公社債に投資し、投資信託財産の長期的な安定成長を目的として、安定運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく本ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、本ファンドに該当する商品分類及び属性区分に網掛けを付しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
一 般	年 2 回	日 本	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
大型株	年 4 回	北 米		
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧 州		
債 券	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア		
一 般	日 々	オセアニア		
公 債	その他	中南米		
社 債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 (債券 一般・高格付債)）				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※上記商品分類表及び属性区分表の各項目の定義は下記の通りです。なお、上記以外の項目を含む全分類・区分の項目及び定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）にてご覧になれます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

■商品分類表の各項目の定義

単位型投信・追加型投信の区分	
(1) 単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われしないファンドをいう。
(2) 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分	
(1) 国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産（収益の源泉）による区分	
(1) 株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2) 債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 不動産投信 （リート）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
(5) 資産複合	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表の各項目の定義

投資対象資産による属性区分	
株式	
(1) 一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 大型株	目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 中小型株	目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
債券	
(1) 一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
(2) 公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3) 社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4) その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5) 格付等クレジットによる属性	目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）の発行体による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記（1）から（4）に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
不動産投信	これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
その他資産（※）	組入れている資産を記載するものとする。
資産複合	以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分	
(1) 年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2) 年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3) 年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4) 年6回（隔月）	目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5) 年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
(6) 日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分（重複使用可能）	
(1) グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5) アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6) オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7) 中南米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8) アフリカ	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9) 中近東（中東）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10) エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分	
(1) ファミリーファンド (※)	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
(2) ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分	
(1) 為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2) 為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※投資形態による区分が「ファミリーファンド方式」の場合、主たる投資対象資産が親投資信託（マザーファンド）の受益証券となるため、投資対象資産による属性区分は「その他資産（投資信託証券）」となります。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じた実質的な投資対象資産については、属性区分の後に括弧書きにて併記することが可能となっております。

③信託金限度額

本ファンドの信託金限度額は5,000億円です。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

- I. 日本を除く世界の債券市場に幅広い収益機会を求め、安定した収益確保を目指します。
- II. 日本を除く世界主要先進国の格付けの高い公社債（原則としてA格以上）を中心に投資します。
- III. 運用にあたっては、世界各国の実質金利分析とイールドカーブ分析に基づいて、国別投資配分および期間別投資配分を決定します。更に、ファンダメンタルズ分析に基づいて、最適投資銘柄の選定を行います。
- IV. 本ファンドのベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース：25%為替オープン+75%為替ヘッジ）とします。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース：25%為替オープン+75%為替ヘッジ）は、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が計算したものです。

- V. 実質組入外貨建資産については、世界各国のファンダメンタルズ分析による通貨価値に基づいた機動的な為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

※実質外貨建資産の約75%を基準に為替ヘッジすることを基本とします。各通貨への投資配分については、他の戦略から独立して戦略を策定し、割高な通貨やファンダメンタルズが悪化している通貨への投資は避け、相対的に高い利回りが得られ、かつ国際競争力を維持できるような為替レートで推移し、さらに上昇トレンドにある通貨の投資配分を高めるよう機動的に変更を行います。

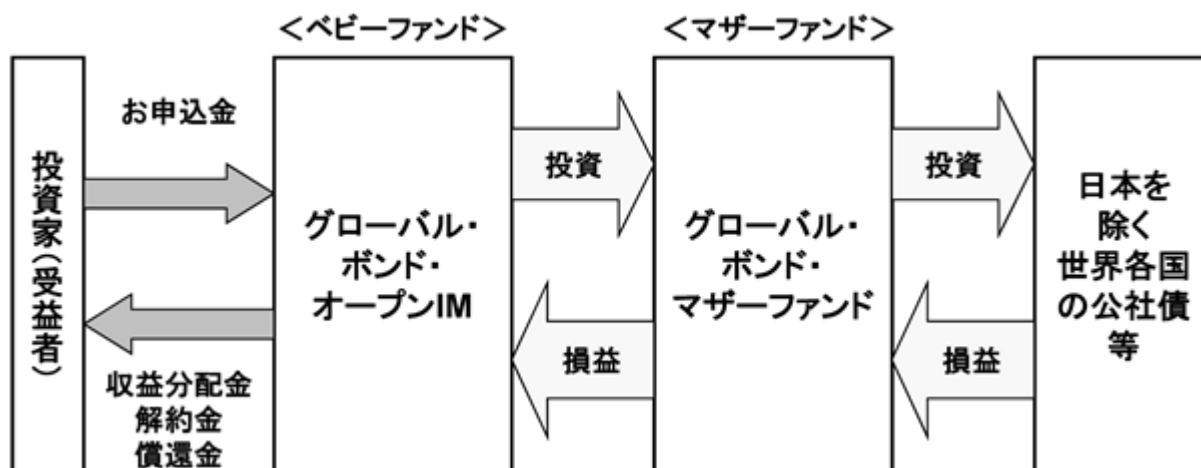
※実質組入外貨建資産とは、ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

VI. マザーファンドの運用の指図に係る権限ならびに本ファンドの外国為替予約の指図に係る権限は、米国ニューヨーク州ニューヨーク市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」および英国ロンドン市所在の「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド」（以下、両社を指して「投資顧問会社」といいます。）に委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

VII. 本ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家の皆様から投資された資金をまとめてベビーファンド（「グローバル・ボンド・オープンIM」）とし、その資金を親投資信託であるマザーファンドに投資して、実質的運用を行う仕組みです。



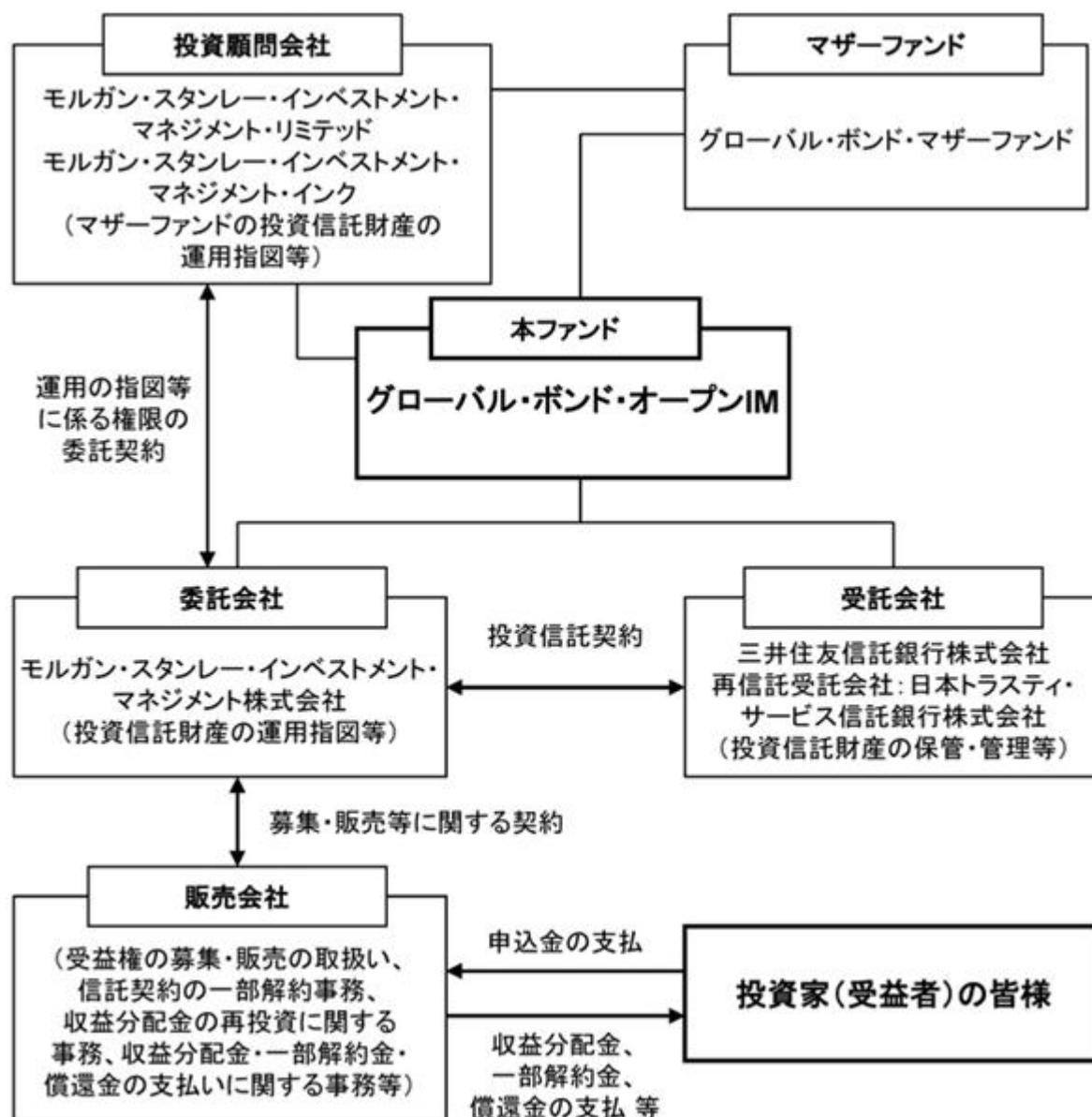
※2020年6月末日現在、マザーファンドは本ファンドのほか、他の複数のファンド（ベビーファンド）とで共有されています。今後もマザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）が設定される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

1998年11月24日	投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2004年 3月12日	モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの投資信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行
2017年 7月21日	ファンドの名称を「グローバル・ボンド・オープンIM」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン」） マザーファンドの名称を「グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」）
2017年12月11日	運用指図に係る権限を、委託会社の関係会社（米国拠点、英国拠点）に委託

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- 投資信託契約は、ファンドの運用に関する事項、委託会社、受託会社、ご投資家（受益者）のファンドに対する権利義務等を規定しています。
- 募集・販売等に関する契約は、ファンドの受益権の取得申込の受付、受益者への収益分配金・償還金の支払および一部解約の実行の請求の受付等について規定しています。
- 運用の指図等に係る権限の委託契約は、投資信託財産の運用の指図に係る権限の委託内容・範囲等について規定しています。

②委託会社等の概況

- ・名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

- ・資本金の額：9億9,000万円（2020年6月末日現在）

- ・会社の沿革

1987年2月10日	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社が設立
------------	-----------------------

1987年3月31日	投資顧問業登録
------------	---------

1987年9月9日	投資一任業務認可
-----------	----------

1995年8月1日	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
-----------	------------------------------------

1995年9月14日	投資信託委託業務の免許取得
------------	---------------

2010年7月5日	事業の一部をインベスコ投信投資顧問株式会社に譲渡
-----------	--------------------------

2012年4月1日	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更
-----------	--------------------------------------

- ・大株主の状況（2020年6月末日現在）

- 名称：モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社

- 住所：東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

- 所有株式数：4,502株

- 発行済株式数に対する所有株式数の比率：100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①投資方針

- I. マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な安定成長を図ることを目的として、安定運用を行うことを基本とします。
 - II. マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の格付の高い公社債（原則としてA格以上）を中心に投資し、安定した収益の確保を目的に、投資信託財産の長期的な安定成長をめざします。
 - III. 当ファンドのベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース：25%為替オープン+75%為替ヘッジ）とします。
 - IV. 実質外貨建資産については、世界各国のファンダメンタルズ分析による通貨価値に基づいた機動的な為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

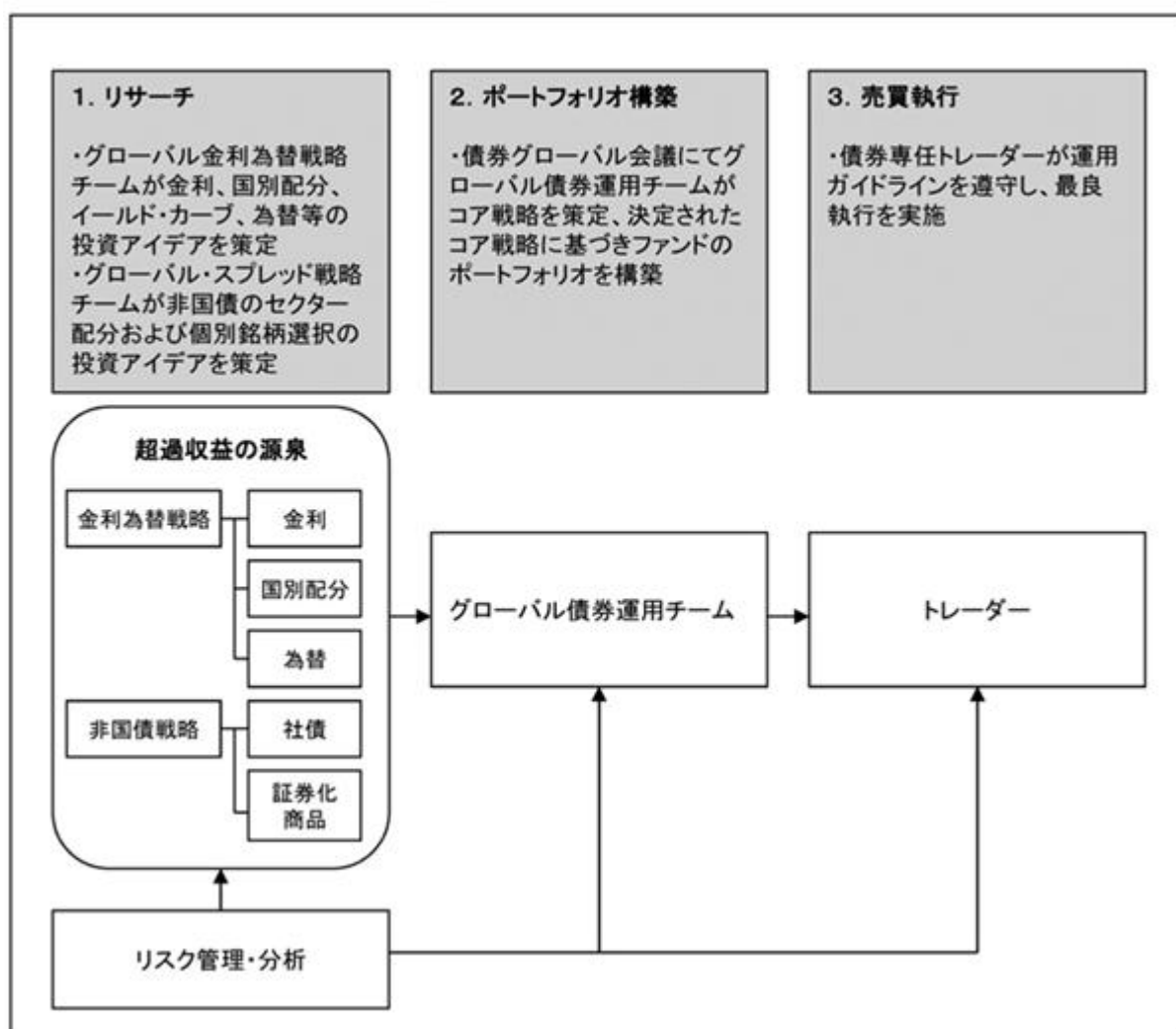
②マザーファンドの投資方針

- I. 日本を除く世界各国の公社債に投資し、投資信託財産の長期的な安定成長を図ることを目的として、安定運用を行うことを基本とします。
 - II. 日本を除く世界主要先進国の格付の高い公社債（原則としてA格以上）を中心に投資します。
 - III. 当ファンドのベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とします。
 - IV. 運用にあたっては、世界各国の実質金利分析とイールド・カーブ分析に基づいて国別投資配分および期間別投資配分を行います。更に、ファンダメンタルズ分析とクレジット分析に基づいて最適投資銘柄の選定を行います。
 - V. 外貨建資産については、効率的な運用を目指す目的で外国為替取引を積極的に活用します。
 - VI. 運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。
- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③マザーファンドの運用プロセス

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのグローバル債券運用チームによる運用プロセスは、「1.リサーチ」、「2.ポートフォリオ構築」、「3.売買執行」の3つのステップで行います。また運用プロセスの全ステップにおいて、リスク管理を徹底します。

ファンドの運用プロセス



*グローバル債券運用チーム:平均運用経験年数22年(2020年6月末現在) 運用資産残高26,591億円(2020年3月末現在)

1. リサーチ

「グローバル金利為替戦略チーム」が金利戦略、国別配分戦略、為替戦略等のリサーチを行い、投資アイデアを策定します。一方、「グローバル・スプレッド戦略チーム」は非国債戦略に関わるリサーチを行い、投資アイデアを策定します。

2. ポートフォリオ構築

2つのチームが策定した投資アイデアを基に、「グローバル債券運用チーム」が債券グローバル会議においてコア戦略を策定し、これを基にファンド固有の運用ガイドラインおよびベンチマーク等を考慮しながら、ファンドのポートフォリオを構築します。

各投資戦略の概要は以下のとおりです。

◆ 金利戦略

金利動向の正確な予測は困難であるという認識から予測自体に過剰に依存せず、代わりに実質金利水準と利回り曲線の形状という2つの尺度を使って、ポートフォリオにおける金利戦略を決定します。一般的に、実質金利が高く利回り曲線の傾きが急なときにはデュレーションを長期化し、逆の状況のときには短期化します。

◆ 国別配分戦略

経済状況の改善傾向、実質金利が相対的に高いこと、利回り曲線の傾きが急であること、適切な金融財政政策等の要因に注目し、長期的な観点から割安と判断される国の投資比率を高めます。

◆ 為替戦略

為替戦略は、金利戦略および国別配分戦略から切り離して捉え、様々な指標により通貨を評価します。割高な通貨への投資比率を少なくし、経済の基礎的条件が悪化している通貨への投資は避けるようにします。相対的に高い利回りが得られ、国際競争力を維持できるような水準で推移し、なおかつ上昇基調にある通貨への投資比率を高めます。

◆ 非国債戦略

非国債戦略においては、セクター配分戦略、社債投資戦略、証券化商品投資戦略を策定します。

- ・セクター投資戦略では、原則として、国債と比較してオプション及びクレジット調整後スプレッドが魅力的なセクター（政府系機関債、証券化商品、社債等）に投資します。
- ・社債投資戦略では、ボトムアップ・アプローチにより、オプション及びクレジット調整後スプレッドが割安な社債に投資します。魅力的なイールドスプレッドを有する銘柄、イールドスプレッドの縮小による価格上昇が期待される銘柄、信用力向上が見込まれる銘柄を選択します。
- ・証券化商品投資戦略では、オプション調整後スプレッドに注目します。特にモーゲージ証券においては、分析のための独自モデルを使って投資価値を判断し、目標とする金利リスク、イールドカーブ・リスクを超えないように日々調整を行ないます。

3. 売買執行

債券専任トレーダーが、投資ガイドラインの遵守を確認しつつ、最良執行を実行します。トレーダーは、ファンド・マネジャーに対して市場情報等を提供します。

なお、運用プロセスの各ステップにおいて、リスク管理および分析を行います。

※上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（２）【投資対象】**①運用の指図範囲等**

- I. 委託会社は、信託金を、主としてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル・ボンド・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - i. 国債証券
 - ii. 地方債証券
 - iii. 特別の法律により法人の発行する債券
 - iv. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - v. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - vi. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと予め明確にしているもの及び会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を

います。以下同じ。）の新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証書

vii. コマーシャル・ペーパー

viii. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ix. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

x. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

x i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

x ii. 外国法人の発行する譲渡性預金証書

x iii. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

x iv. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

x v. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

x vi. 外国の者に対する権利で上記 x v. の有価証券の性質を有するもの

なお、vi. の証券または証書およびviii. の証券または証書のうちvi. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、i. からv. までの証券およびviii. の証券のうちi. からv. までの証券の性質を有するものならびにx. の投資法人債券を以下「公社債」といい、ix. およびx. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

II. 委託会社は、信託金を、上記I. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

i. 預金

ii. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

iii. コール・ローン

iv. 手形割引市場において売買される手形

v. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

vi. 外国の者に対する権利で上記v. の権利の性質を有するもの

III. 上記I. にかかわらず、設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、投資信託財産を、上記II. の金融商品により運用することの指図ができます。

IV. 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

②その他の取引に関する事項

委託会社は、約款に定める範囲において、下記の取引の指図を行うことができます。

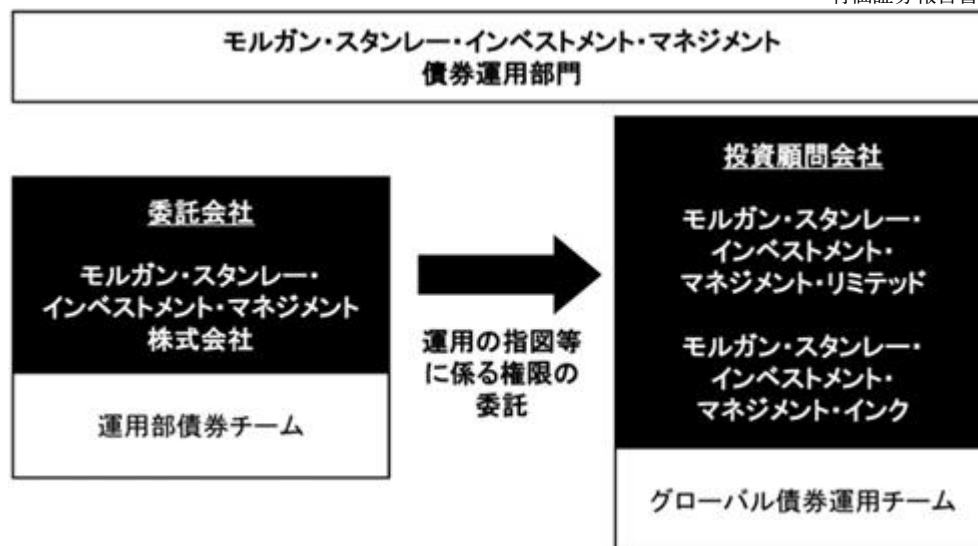
- I. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること。また、その決済を株券の引渡しまたは買戻しにより行うこと。
- II. 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。
- III. 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を、約款で規定する範囲において行うことの指図をすること。
- IV. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を行うことの指図をすること。
- V. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすること。
- VI. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
- VII. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすること。
- VIII. 投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、マザーファンドにおける投資対象等は、上記に準じます。

（３）【運用体制】

Ⅰ．運用体制の特徴

マザーファンドの運用にあたっては、委託会社は投資顧問会社に運用の指図に係る権限を委託します。



II. 運用体制に関する社内規程

委託会社では、運用業務に係る役職員が遵守すべき以下の運用体制に関する社内規程等を定め、適正な行動基準の確立を通じて顧客の保護を図ります。

- ◆ 委託会社は「業務方法書」において、委託会社の業務運営に関する基本原則や業務執行の方法を定めています。また、投資対象とする有価証券の種類等においても「業務方法書」内で規定しています。
- ◆ 委託会社では、ファンドの運用にあたって、運用者が遵守すべき事項について「運用者服務規程」に定めています。当服務規程では、運用者に対し、その業務の公共性、社会的使命の重要性を十分に自覚させ、金融商品取引法および投資信託及び投資法人等に関する法律や諸規則等を遵守し、誠実に業務を遂行することを求めます。また、運用者は、ファンドの運用開始時に予め定めた「運用基本計画書」に基づいて運用することを求められます。運用に係る権限を再委託する場合においても、委託会社に所属する担当ポートフォリオ・スペシャリストは、再委託先の投資顧問会社において、当該ファンド運用が投資方針・運用ガイドライン及び運用基本計画書・運用計画書等に沿って行われているかを適切に管理することを求められています。また、委託会社の定める「運用の再委託等に関する規程」においては、再委託先の選定プロセス、選定基準等について定めています。
- ◆ 上記の他に委託会社では、行為規範等の様々な社内規程を定め、利益相反となる取引やインサイダー取引等の不正行為を排除するよう厳しく管理しています。

III. 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

委託会社および再委託先の投資顧問会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、委託会社の当組織等には合計で10名程度の人員が配置されております。

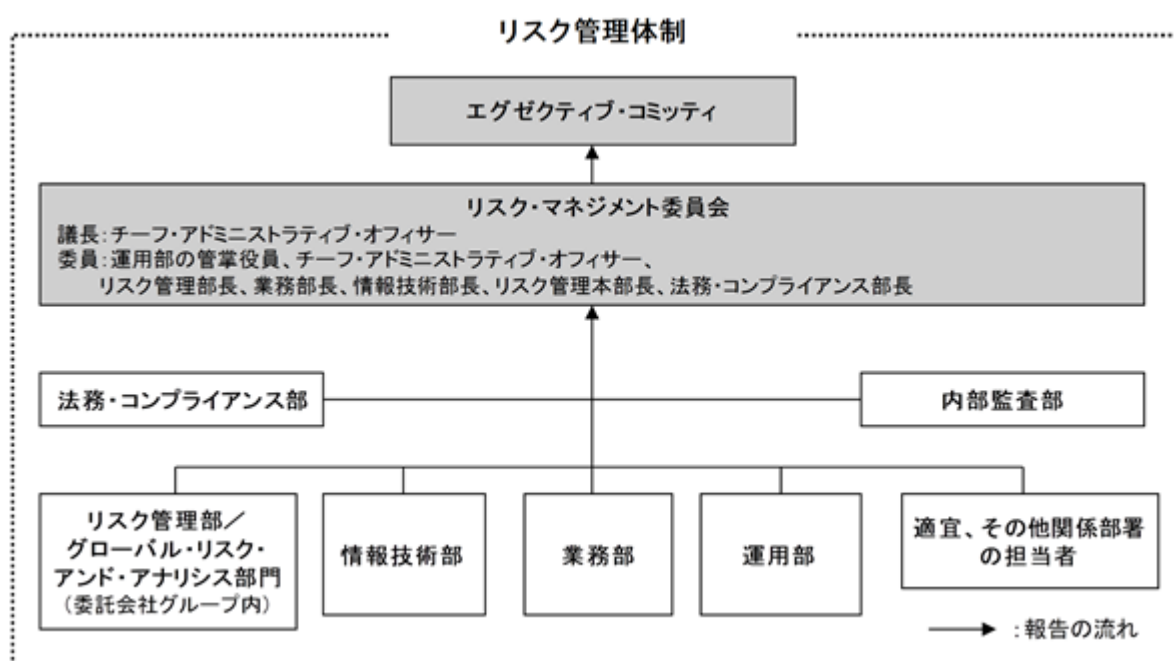
- ◆ **コンプライアンス部門**
委託会社のコンプライアンス部門および投資顧問会社のポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規則および法令等の遵守状況を監視します。また、必要に応じて運用チームへの指導・勧告を行います。
- ◆ **内部監査部**
内部監査部は、委託会社や投資顧問会社の内部統制の妥当性や有効性を定期的に検証・評価し、その結果を取締役会に対して報告する責任を担っています。同部は、運用部門を含む各部署に内在するリスクを独自に評価し、そのリスク度合いに応じて内部監査を実施し、監査結果を報告書にまとめます。報告書には、監査の目的、範囲、指摘事項、業務改善策等が記載され、委託会社の取締役会をはじめとする関係管理者に配布されま

す。指摘事項があった場合は、その業務改善策が実行されているかの追跡調査を定期的に実施し、その進捗結果を当該管理者や後述するリスク・マネジメント委員会に報告します。

◆ リスク・マネジメント委員会

委託会社では、運用に係るリスク、情報技術に係るリスク、業務リスク、法的規制及びコンプライアンス上のリスク等、全社的な諸リスクに関する情報を共有し、それら諸リスク管理について基本的な方針を審議する目的で、原則として毎月リスク・マネジメント委員会を開催します。同委員会はチーフ・アドミニストラティブ・オフィサーを議長とし、運用部の管掌役員、チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、リスク管理部長、業務部長、情報技術部長、リスク管理本部長、法務・コンプライアンス部長により構成され、必要に応じてリスク管理上の事項について報告を行います。同委員会では、報告内容を審議し、関係組織に対して全社的な方針を指図します。

なお同委員会は、重大な問題が発生した場合には、委託会社の意思決定および業務執行のための機関であるエグゼクティブ・コミッティに報告を行います。



IV. 委託会社による関係法人等の管理体制

委託会社では、ファンドに係る関係法人等に対して、下記の管理体制を敷いています。

◆ 受託会社に対する管理体制

委託会社では、投資信託財産の保全と事務リスク管理を目的として、下記の受託会社選定基準を設けています。

- 基準価額・純資産総額の算出能力およびその正確性
- 設定・解約代金の送金処理および資金繰り管理能力
- 証券決済・外国為替決済・証券の権利処理等の執行力

また、委託会社では、ファンド設定後においても、受託会社の事務処理能力に関する評価や、他の受託会社との比較分析を継続的に実施しています。さらに、受託会社より定期的に資産管理業務に関する「内部統制の整備及び運用状況の報告書」を受領し、受託会社の内部統制に関する状況把握に努めています。

※上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

- ①毎決算日(原則として毎年５月23日および11月23日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合、決算日は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
- I. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - II. 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。
 - III. 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ②投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- I. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（配当等収益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - II. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（売買益）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - III. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ③ファンドの受益権は、2007年１月４日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目（予定）までにお支払いを開始します。なお、2007年１月４日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①約款に基づく投資制限

- I. 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- II. 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券または新株引受権証書に限りします。
- III. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- IV. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- V. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- VI. 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- VII. 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- VIII. 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- IX. 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行な

う通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

X. ①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資

信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

XI. ①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑦ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

XII. ①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

XIII. 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

XIV. デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

XV. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

※実質投資割合とは、ファンドに属する各資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をファンドの純資産総額で除した率をいいます。以下同じ。

②法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式の議決権を含みます。以下本項において同じ。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は外国為替相場の変動の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

投資信託は預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で投資信託を取得する場合は、投資者保護基金の保護の対象にはなりません。

ファンドの主なリスク（マザーファンドを通じて受ける実質的なリスクを含みます。）は以下の通りです。ただし、以下の記述は全てのリスクを網羅したものではありません。

①金利変動リスク

金利は、景気や経済の情勢等の変化を受けて変動し、それに伴って債券価格も変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。また、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。ファンドは、金利変動リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

発行体の債務返済能力等の変化、あるいは、発行体が経営不振や資金繰りの悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払えなくなる（債務不履行）場合、もしくはそうなると予想される場合には、債券の価格が下落することがあります。ファンドは、信用リスクを伴う債券などの有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

③為替変動リスク

外国為替相場は、国内外の経済要因や金利差により変動します。円安方向への為替相場の変動は（当該外貨の対円での価値の上昇として）基準価額の上昇要因のひとつとなりますが、円高方向への為替変動は（当該外貨の対円での価値の下落として）基準価額の下落要因のひとつとなります。ファンドは、為替変動リスクを伴う外貨建資産に投資するため、元本を割り込むことがあります。

④カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。ファンドは、こうしたカントリーリスクを伴う有価証券に投資するため、元本を割り込むことがあります。

⑤解約による資金流出に伴うリスク

ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

⑥その他の留意点

I. ファミリーファンド方式に係る留意点

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行うため、実質的な運用は主としてマザーファンドで行われます。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの受益証券は、2020年6月末日現在、既に複数のファンドにより保有されています。（今後、マザーファンド受益証券を投資対象とする新たなファンドが設定される可能性もあります。）

したがって、マザーファンド受益証券に投資する他のファンドの資金動向がマザーファンドの運用に影響を及ぼす可能性があり、その場合、本ファンドもその影響を受けることがあります。

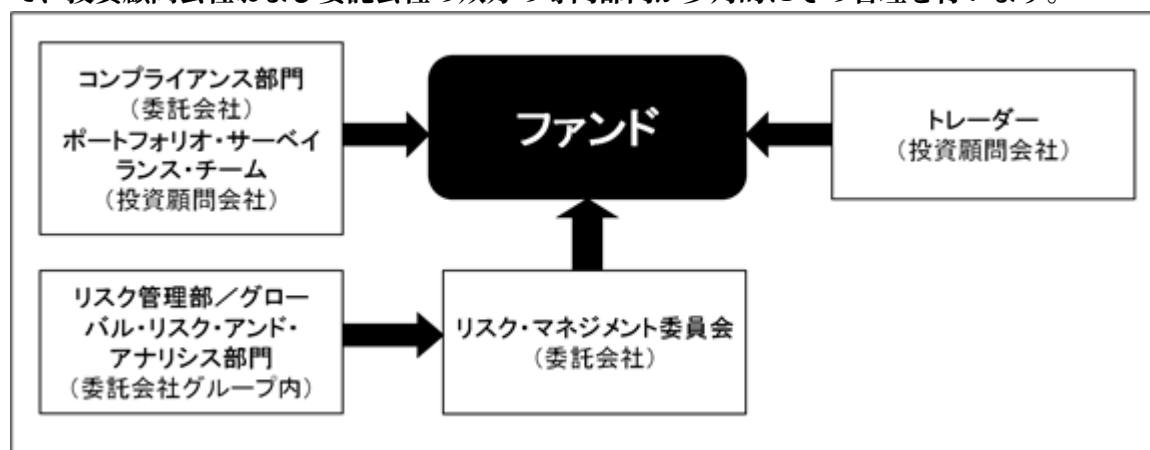
II. ベンチマークについて

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標をいいます。

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ファンドのベンチマークを変更する場合があります。

（２）ファンドのリスクに対する管理体制

ファンドでは、運用ガイドラインの遵守状況およびポートフォリオ運用に関わるリスクについて、投資顧問会社および委託会社の双方の専門部門が多角的にその管理を行います。



① パフォーマンスおよびリスク・モニタリング体制

委託会社グループでは、グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がポートフォリオ・リスク・モニタリングを実施します。その結果、同部門では異常値を認めた場合に、委託会社のリスク管理部と連携してリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、同委員会が当該ファンドの調査を行った結果、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請します。

② 売買執行体制

債券専任トレーダーが売買を執行し、利益相反等の未然防止を徹底します。また、売買発注者は、最良執行遂行の観点から、発注先の（１）売買執行能力、（２）リサーチの質、（３）財務の安定性等を考慮し、総合的に判断して注文発注先を選別します。

③ コンプライアンス体制

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

④ リスク・マネジメント委員会

前述の「運用体制」の項をご覧ください。

※上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 (2015年7月末～2020年6月末)



※年間騰落率は、2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(東東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は東東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

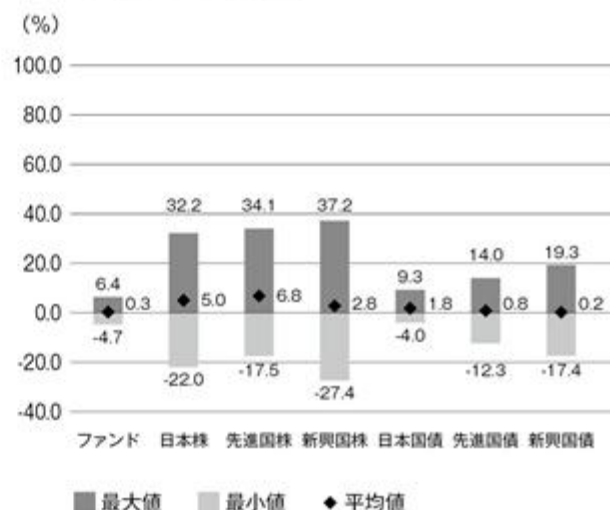
※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発された浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

※NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※JPモルガンGBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(「本指数」)は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2020, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2015年7月末～2020年6月末)



※当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ①取得申込口数に応じ、発行価格に3.3%(税抜3.0%)の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

- ②上記①にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

※お申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.265%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

配分比率（年率）		
委託会社	販売会社	受託会社
委託した資金の運用等の対価	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
0.605% (税抜0.55%)	0.605% (税抜0.55%)	0.055% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資顧問会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券等を売買する際に生じる取引費用、外貨建資産の保管費用（マザーファンド受益証券の保有を通じて間接的に負担する費用を含みます。以下、これらの消費税等相当額を含め「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、これらの費用は、原則として発生の都度、投資信託財産が実額を負担するため、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

- ②諸経費の他、以下に定める費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

I. 投資信託財産に係る監査報酬

II. 法律顧問に対する報酬

Ⅲ. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

Ⅳ. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

Ⅴ. 投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

Ⅵ. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用

Ⅶ. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

- ③委託会社は上記②に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。かかる諸費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（※1） 源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡による所得（※2） 申告分離課税20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

※1：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。申告分離課税により確定申告を行う場合は、普通分配金と上場株式等の譲渡損との間で損益通算を行うことができます。

※2：原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

＊ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。満20歳以上の方を対象にしたNISAおよび満20歳未満の方を対象にしたジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

②法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金相当額	源泉徴収 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

＊ 法人税の益金不算入制度は当ファンドには適用されません。その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

- I. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込みに係る手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- II. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- III. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座等で同一ファンドを取得する場合は当該口座等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- IV. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合は、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。）

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- I. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- II. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

なお、販売会社による受益権の買取（買取請求制）の方法により受益権を換金した際の課税方法等につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

※上記は2020年6月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

5【運用状況】**（１）【投資状況】****（2020年6月末日現在）**

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	689,301	97.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		16,835	2.38
合計（純資産総額）		706,136	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）時価合計の単位未満は切捨て。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】（全銘柄）****（2020年６月末日現在）**

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額（円）	単価 (円)	金額（円）	
1	グローバル・ボンド・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	—	388,513,941	1.7361	674,502,853	1.7742	689,301,434	97.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率**（2020年６月末日現在）**

投資有価証券の種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.62
合計	97.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

(2020年6月末日現在)

資産の種類	買建／ 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	38,446.00	4,099,266	4,141,403	0.58
		ユーロ	37,087.00	4,503,650	4,490,493	0.63
	売建	米ドル	2,227,000.00	238,126,400	239,892,440	△33.97
		カナダドル	121,000.00	9,586,709	9,527,540	△1.34
		メキシコペソ	868,000.00	4,099,911	4,001,480	△0.56
		ユーロ	1,713,000.00	212,112,225	207,410,040	△29.37
		英ポンド	262,000.00	35,033,854	34,691,420	△4.91
		スウェーデンクローナ	100,000.00	1,135,940	1,154,000	△0.16
		ノルウェークローネ	106,000.00	1,188,615	1,179,780	△0.16
		デンマーククローネ	174,000.00	2,800,367	2,827,500	△0.40
		ポーランドズロチ	110,000.00	2,995,465	2,987,600	△0.42
		オーストラリアドル	143,000.00	10,510,929	10,556,260	△1.49
		シンガポールドル	30,000.00	2,311,020	2,317,200	△0.32

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2020年６月末日および同日前１年以内における各月末および下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
１期	（1999年５月24日）	2,094,154,913	2,104,845,606	0.9794	0.9844
２期	（1999年11月24日）	1,934,983,905	1,934,983,905	0.8956	0.8956
３期	（2000年５月23日）	1,923,317,561	1,923,317,561	0.8793	0.8793
４期	（2000年11月24日）	1,953,325,487	1,953,325,487	0.8915	0.8915
５期	（2001年５月23日）	2,137,802,079	2,137,802,079	0.9323	0.9323
６期	（2001年11月26日）	2,188,411,956	2,188,411,956	0.9554	0.9554
７期	（2002年５月23日）	2,366,854,106	2,366,854,106	0.9606	0.9606
８期	（2002年11月25日）	1,786,423,936	1,795,311,495	1.0050	1.0100
９期	（2003年５月23日）	2,166,913,389	2,193,735,181	1.0503	1.0633
10期	（2003年11月25日）	2,156,995,770	2,185,074,523	0.9987	1.0117
11期	（2004年５月24日）	1,605,153,254	1,621,288,395	0.9948	1.0048
12期	（2004年11月24日）	747,456,593	754,805,102	1.0172	1.0272
13期	（2005年５月23日）	691,806,259	697,858,942	1.0287	1.0377
14期	（2005年11月24日）	677,802,922	683,754,613	1.0250	1.0340
15期	（2006年５月23日）	662,360,629	665,679,642	0.9978	1.0028
16期	（2006年11月24日）	570,503,831	573,320,766	1.0126	1.0176
17期	（2007年５月23日）	530,899,442	533,552,780	1.0004	1.0054
18期	（2007年11月26日）	504,597,794	507,125,009	0.9983	1.0033
19期	（2008年５月23日）	503,018,584	505,566,388	0.9872	0.9922
20期	（2008年11月25日）	469,664,753	472,168,560	0.9379	0.9429
21期	（2009年５月25日）	491,620,646	494,194,948	0.9549	0.9599
22期	（2009年11月24日）	499,829,197	502,371,350	0.9831	0.9881
23期	（2010年５月24日）	494,538,909	497,066,575	0.9783	0.9833
24期	（2010年11月24日）	485,141,341	487,628,208	0.9754	0.9804
25期	（2011年５月23日）	481,220,032	483,720,837	0.9621	0.9671
26期	（2011年11月24日）	475,490,476	478,012,187	0.9428	0.9478
27期	（2012年５月23日）	502,968,921	505,537,401	0.9791	0.9841
28期	（2012年11月26日）	528,471,030	531,099,985	1.0051	1.0101
29期	（2013年５月23日）	543,070,278	545,630,382	1.0606	1.0656

期	計算期間末または各月末	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
30期	（2013年11月25日）	521,815,236	524,331,307	1.0370	1.0420
31期	（2014年 5 月23日）	524,727,819	527,196,282	1.0629	1.0679
32期	（2014年11月25日）	593,062,952	595,708,549	1.1208	1.1258
33期	（2015年 5 月25日）	647,681,799	650,581,751	1.1167	1.1217
34期	（2015年11月24日）	683,291,603	686,355,140	1.1152	1.1202
35期	（2016年 5 月23日）	710,348,822	713,588,474	1.0963	1.1013
36期	（2016年11月24日）	696,846,943	700,124,202	1.0632	1.0682
37期	（2017年 5 月23日）	697,805,099	701,074,615	1.0671	1.0721
38期	（2017年11月24日）	685,373,052	688,569,663	1.0720	1.0770
39期	（2018年 5 月23日）	668,177,824	671,408,616	1.0341	1.0391
40期	（2018年11月26日）	653,689,106	656,894,909	1.0195	1.0245
41期	（2019年 5 月23日）	677,294,887	680,547,744	1.0411	1.0461
42期	（2019年11月25日）	702,922,703	706,222,075	1.0652	1.0702
43期	（2020年 5 月25日）	692,992,286	696,180,180	1.0869	1.0919
	2019年 6 月末日	697,291,245	—	1.0622	—
	7 月末日	701,518,890	—	1.0650	—
	8 月末日	715,139,267	—	1.0900	—
	9 月末日	716,770,738	—	1.0840	—
	10月末日	710,425,112	—	1.0748	—
	11月末日	709,623,511	—	1.0677	—
	12月末日	700,482,876	—	1.0625	—
	2020年 1 月末日	710,004,976	—	1.0770	—
	2 月末日	705,281,051	—	1.0868	—
	3 月末日	704,873,988	—	1.0975	—
	4 月末日	699,979,399	—	1.0894	—
	5 月末日	700,479,840	—	1.0871	—
	6 月末日	706,136,552	—	1.0961	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0050
2期	0
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0.0050
9期	0.0130
10期	0.0130
11期	0.0100
12期	0.0100
13期	0.0090
14期	0.0090
15期	0.0050
16期	0.0050
17期	0.0050
18期	0.0050
19期	0.0050
20期	0.0050
21期	0.0050
22期	0.0050
23期	0.0050
24期	0.0050
25期	0.0050
26期	0.0050
27期	0.0050
28期	0.0050
29期	0.0050
30期	0.0050
31期	0.0050
32期	0.0050
33期	0.0050
34期	0.0050
35期	0.0050
36期	0.0050
37期	0.0050
38期	0.0050
39期	0.0050

期	1口当たりの分配金（円）
40期	0.0050
41期	0.0050
42期	0.0050
43期	0.0050

③【収益率の推移】

期	期間収益率（％）
1期	△1.56
2期	△8.56
3期	△1.82
4期	1.39
5期	4.58
6期	2.48
7期	0.54
8期	5.14
9期	5.80
10期	△3.68
11期	0.61
12期	3.26
13期	2.02
14期	0.52
15期	△2.17
16期	1.98
17期	△0.71
18期	0.29
19期	△0.61
20期	△4.49
21期	2.35
22期	3.48
23期	0.02
24期	0.21
25期	△0.85
26期	△1.49
27期	4.38
28期	3.17
29期	6.02
30期	△1.75
31期	2.98
32期	5.92
33期	0.08

期	期間収益率（％）
34期	0.31
35期	△1.25
36期	△2.56
37期	0.84
38期	0.93
39期	△3.07
40期	△0.93
41期	2.61
42期	2.80
43期	2.51

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。ただし、第1期については前期末基準価額の代わりに1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

(参考情報)

(1) 「グローバル・ボンド・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「グローバル・ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(2020年6月末日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	2,723,342	46.43
	イタリア	552,637	9.42
	フランス	507,824	8.66
	スペイン	377,617	6.44
	イギリス	333,026	5.68
	ドイツ	258,348	4.41
	オーストラリア	218,494	3.73
	オーストリア	175,759	3.00
	ベルギー	157,131	2.68
	カナダ	85,605	1.46
	オランダ	57,552	0.98
	メキシコ	57,480	0.98
	ポーランド	24,577	0.42
	スウェーデン	14,621	0.25
	ノルウェー	7,146	0.12
	小計	5,551,167	94.65
特殊債券	アメリカ	87,965	1.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		225,727	3.85
合計（純資産総額）		5,864,860	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 「グローバル・ボンド・マザーファンド」の投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2020年6月末日現在）

順位	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国・ 地域	種類	額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	US TREASURY	1.625	2022/11/15	アメリカ	国債証券	5,140,000	11,155.29	573,382,345	11,148.14	573,014,599	9.77
2	US TREASURY	2	2024/ 5 /31	アメリカ	国債証券	4,260,000	11,517.23	490,634,325	11,524.18	490,930,147	8.37
3	US TREASURY	2.5	2045/ 2 /15	アメリカ	国債証券	2,690,000	13,426.25	361,166,282	13,356.39	359,286,975	6.13
4	US TREASURY	1.5	2030/ 2 /15	アメリカ	国債証券	2,890,000	11,637.97	336,337,470	11,664.11	337,092,998	5.75
5	US TREASURY	2.125	2025/ 5 /15	アメリカ	国債証券	2,680,000	11,717.14	314,019,508	11,735.24	314,504,507	5.36
6	US TREASURY	1.125	2021/ 9 /30	アメリカ	国債証券	2,730,000	10,907.41	297,772,488	10,906.57	297,749,507	5.08
7	UK TREASURY	3.5	2045/ 1 /22	イギリス	国債証券	1,110,000	22,063.18	244,901,299	21,947.52	243,617,531	4.15
8	FRANCE	2.25	2022/10/25	フランス	国債証券	1,770,000	12,936.17	228,970,316	12,920.81	228,698,508	3.90
9	ITALY	1.45	2022/ 9 /15	イタリア	国債証券	1,770,000	12,355.39	218,690,415	12,455.54	220,463,200	3.76
10	ITALY	2.2	2027/ 6 / 1	イタリア	国債証券	1,300,000	12,777.69	166,110,016	13,091.01	170,183,159	2.90
11	ITALY	5	2039/ 8 / 1	イタリア	国債証券	900,000	17,316.89	155,852,084	17,999.00	161,991,019	2.76
12	US TREASURY	1.375	2023/ 6 /30	アメリカ	国債証券	1,140,000	11,161.82	127,244,768	11,163.29	127,261,561	2.17
13	US TREASURY	4.25	2040/11/15	アメリカ	国債証券	730,000	16,927.03	123,567,329	16,900.02	123,370,211	2.10
14	AUSTRIA	1.2	2025/10/20	オーストリア	国債証券	830,000	13,166.84	109,284,810	13,236.33	109,861,559	1.87
15	FRANCE	4.5	2041/ 4 /25	フランス	国債証券	450,000	21,741.48	97,836,696	22,290.82	100,308,726	1.71
16	US TREASURY	3.125	2048/ 5 /15	アメリカ	国債証券	660,000	15,245.21	100,618,386	15,171.55	100,132,292	1.71
17	SPAIN	4.65	2025/ 7 /30	スペイン	国債証券	655,000	14,966.60	98,031,243	15,054.17	98,604,873	1.68
18	SPAIN	1.6	2025/ 4 /30	スペイン	国債証券	720,000	13,024.26	93,774,677	13,133.40	94,560,541	1.61
19	FRANCE	0.75	2028/ 5 /25	フランス	国債証券	695,000	12,992.34	90,296,791	13,145.80	91,363,316	1.56
20	GERMANY	1	2025/ 8 /15	ドイツ	国債証券	680,000	13,195.17	89,727,206	13,194.03	89,719,466	1.53
21	SPAIN	1.25	2030/10/31	スペイン	国債証券	670,000	12,957.73	86,816,855	13,076.20	87,610,568	1.49
22	FRANCE	2	2048/ 5 /25	フランス	国債証券	520,000	16,226.11	84,375,785	16,818.12	87,454,229	1.49
23	GERMANY	0.25	2029/ 2 /15	ドイツ	国債証券	670,000	12,981.14	86,973,665	12,995.18	87,067,768	1.48
24	GERMANY	2.5	2044/ 7 / 4	ドイツ	国債証券	410,000	19,995.29	81,980,694	19,892.99	81,561,283	1.39
25	AUSTRALIA	2.75	2029/11/21	オーストラリア	国債証券	900,000	8,676.65	78,089,897	8,655.77	77,901,947	1.33
26	CANADA	2	2028/ 6 / 1	カナダ	国債証券	790,000	8,848.10	69,900,021	8,834.66	69,793,830	1.19
27	FHLMC 7%	7	2032/ 4 / 1	アメリカ	特殊債券	510,204.12	12,627.12	64,424,126	12,608.24	64,327,784	1.10
28	UK TREASURY	4.25	2040/12/ 7	イギリス	国債証券	280,000	22,770.31	63,756,887	22,672.19	63,482,149	1.08
29	AUSTRALIA	2.75	2028/11/21	オーストラリア	国債証券	740,000	8,591.50	63,577,138	8,575.63	63,459,675	1.08
30	NETHERLANDS	3.75	2042/ 1 /15	オランダ	国債証券	260,000	22,077.82	57,402,343	22,135.44	57,552,159	0.98

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

（注2）額面総額は発行通貨で表示しております。

投資有価証券の種類別投資比率

(2020年6月末日現在)

投資有価証券の種類	投資比率（％）
国債証券	94.65
特殊債券	1.50
合計	96.15

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2020年6月末日現在)

資産の 種類	買建／ 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替 予約 取引	買建	米ドル	2,410,000.00	257,666,995	259,605,200	4.42
		カナダドル	380,000.00	30,113,328	29,921,200	0.51
		ユーロ	3,385,000.00	418,646,645	409,855,800	6.98
		英ポンド	248,000.00	33,161,816	32,837,680	0.55
		スウェーデンクローナ	259,000.00	2,942,084	2,988,860	0.05
		ノルウェークローネ	3,415,000.00	38,293,593	38,008,950	0.64
		デンマーククローネ	2,325,000.00	37,418,701	37,781,250	0.64
		ポーランドズロチ	375,000.00	10,211,812	10,185,000	0.17
		ニュージーランドドル	450,000.00	31,003,515	31,063,500	0.52
		シンガポールドル	397,000.00	30,582,498	30,664,280	0.52
	売建	米ドル	6,673,976.00	715,053,115	718,920,694	△12.25
		メキシコペソ	1,500,000.00	7,085,100	6,915,000	△0.11
		ユーロ	483,211.00	58,678,606	58,507,187	△0.99
		オーストラリアドル	1,020,000.00	74,949,090	75,296,400	△1.28

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	2,139,231,157	1,092,544
2期	41,351,113	19,045,053
3期	79,429,413	52,504,296
4期	11,830,986	8,167,456
5期	233,087,818	131,151,594
6期	31,406,341	33,696,962
7期	279,959,437	106,804,501
8期	107,718,901	794,040,820
9期	354,609,318	68,906,474
10期	220,328,345	123,639,031
11期	137,167,105	683,557,029
12期	99,496,283	978,159,477
13期	102,730,673	165,061,253
14期	119,506,419	130,727,717
15期	95,759,751	93,256,164
16期	75,017,670	175,433,340
17期	69,045,568	101,764,957
18期	56,322,601	81,547,181
19期	52,535,127	48,417,265
20期	56,264,164	65,063,564
21期	46,776,918	32,678,030
22期	42,303,537	48,733,208
23期	40,432,022	43,329,411
24期	43,150,972	51,310,757
25期	44,039,084	41,251,465
26期	39,288,232	35,107,060
27期	53,758,323	44,404,581
28期	43,426,976	31,332,035
29期	55,006,533	68,776,622
30期	40,681,472	49,488,044
31期	43,416,324	52,938,090
32期	125,548,256	90,121,385
33期	191,965,345	141,094,226
34期	118,244,592	85,527,693
35期	85,147,059	49,924,023
36期	69,429,522	61,908,152
37期	68,982,375	70,530,886
38期	58,669,101	73,250,218
39期	59,471,771	52,635,474
40期	55,083,552	60,081,345
41期	58,881,877	49,471,199
42期	57,602,499	48,299,381
43期	46,065,406	68,361,045

（注１）本邦外における販売および解約はありません。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

[参考情報]

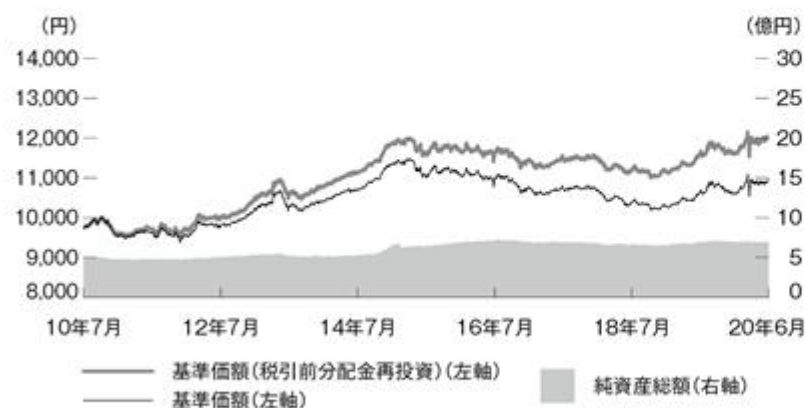
運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2020年6月末現在

基準価額・純資産の推移

2010年7月1日～2020年6月30日(当初設定日:1998年11月24日)



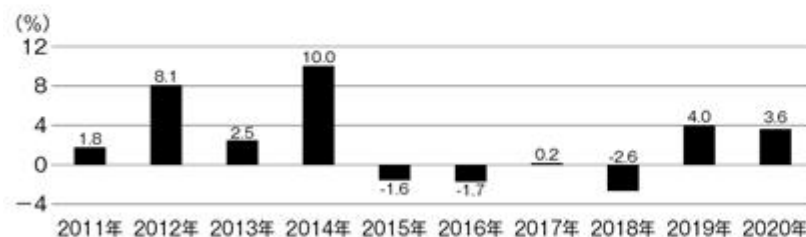
※ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した価額です。また、基準価額(税引前分配金再投資)は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

主な資産の状況*

■組入債券上位10銘柄

銘柄	通貨	クーポン	償還日	比率
1 アメリカ国債	アメリカドル	1.625%	2022.11.15	9.8%
2 アメリカ国債	アメリカドル	2.000%	2024.05.31	6.2%
3 アメリカ国債	アメリカドル	2.500%	2045.02.15	6.2%
4 アメリカ国債	アメリカドル	1.500%	2030.02.15	5.2%
5 アメリカ国債	アメリカドル	1.125%	2021.09.30	5.1%
6 アメリカ国債	アメリカドル	2.125%	2025.05.15	4.5%
7 イギリス国債	イギリス ボンド	3.500%	2045.01.22	4.2%
8 フランス国債	ユーロ	2.250%	2022.10.25	4.0%
9 イタリア国債	ユーロ	1.450%	2022.09.15	3.8%
10 イタリア国債	ユーロ	2.200%	2027.06.01	2.9%

年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ 2020年は、年初から6月末までの収益率です。

* 上記「主な資産の状況」記載の「組入債券上位10銘柄」「国別投資比率」「通貨別投資比率」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者が使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部ファンド情報第1ファンドの状況5運用状況(1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

ファンド・データ

基準価額	10,961円
純資産総額	7.0億円

分配金の推移

(直近5期分、1万口あたり、税引前)

第39期 2018年5月	50円
第40期 2018年11月	50円
第41期 2019年5月	50円
第42期 2019年11月	50円
第43期 2020年5月	50円
設定来累計	2,190円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

■国別投資比率

国、地域	比率
1 アメリカ	51.2%
2 ユーロ圏	36.3%
3 イギリス	5.8%
4 オーストラリア	3.8%
5 カナダ	1.5%

※ 投資比率はマザーファンドにおける通貨別組入債券・現金の比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。日本の投資比率は、主に投資戦略の一環としてマザーファンドで保有している円現金であり、日本債券の組入れはありません。

■通貨別投資比率

通貨	比率
日本 円	74.7%
ユーロ	11.9%
アメリカドル	8.7%
イギリス ボンド	1.1%
オーストラリアドル	0.9%

※ 通貨比率はファンドにおける実質債券投資比率に為替ヘッジを加味した比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までには取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。
- (2) 取得申込にあたり、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」のいずれかを選択いただきます。（ただし申込取扱場所によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）なお、「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、取得申込にあたり、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結する必要があります。
- (3) 受益権の取得申込単位は、いずれのコースとも、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- (4) 受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

※「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

- (5) 申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.3%(税抜3.0%)の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。
- (6) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。
- (7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）の方法により換金することができます。

（1）解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

（2）解約請求の単位は、1口を最低単位として販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（3）解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

※「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

（4）解約手数料はありません。

（5）解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。

（6）委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

（7）投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

（8）ファンドの受益権は、振替制度に基づき管理され、解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

※投信振替制度（2007年1月4日開始）移行後も引続きお手許で受益証券を保有されている場合は、ご換金のお申込みに際し、個別に振替受益権に移行するための所定の手続が必要となり、ご換金までに所定の日数を要しますのでご留意下さい。

※販売会社によっては、解約請求のほか、販売会社による受益権の買取（買取請求）による換金を受け付ける場合があります。買取請求に関する詳細は、販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当りをもって表示されることがあります。

●マザーファンド受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

●マザーファンドにおける組入外国有価証券の評価は、原則として計算時に知りうる直近の日の時価（取引所の最終相場（終値）またはこれに準じた価格で一般社団法人投資信託協会規則で定めるもの）で評価します。

●マザーファンドにおける組入外貨建資産の評価は、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

●予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

（2）【保管】

該当事項なし

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は、1998年11月24日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了（繰上償還）事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年5月24日から11月23日まで、および11月24日から翌年5月23日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

委託会社は、信託期間中において、投資信託契約の一部解約等により残存受益権口数が当初設定にかかる受益権総口数の10分の1もしくは30億口を下回った場合、または投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。具体的な手続は以下の通りです。

I. 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- II. 上記I. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- III. 上記II. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- IV. 委託会社は、ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- V. 上記II. からIV. までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記II. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

上記のほか、委託会社は、以下の事由があるときは、上記の手続を経ずに信託を終了することがあります。

- ・委託会社が監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ・受託会社が辞任した後、または委託会社または受益者の請求に基づき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託者を選任できないとき

②投資信託約款の変更

- I. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- II. 委託会社は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- III. 上記II. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- IV. 上記III. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記I. の投資信託約款の変更をしません。
- V. 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

このほか、委託会社が監督官庁の命令に基づいてファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、上記の手続にしたがいます。

③運用報告書

委託会社は、ファンドの毎計算期間末および信託終了日を基準日として、当該計算期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、これを原則として販売会社を通じて受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者からの請求があった場合には、これを交付します。

④公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤関係法人との契約の更改

販売会社との募集・販売等に関する契約は、その有効期間を1年とすることを基本としますが、期間満了の3ヵ月前までにいずれの契約当事者からも別段の意思表示のないときは自動的に1年間延長され、以降も同様となります。

投資顧問会社との運用の指図等に係る権限の委託契約は、原則として、信託期間中において有効です。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、投資信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に係る権限等の委託を中止し、または委託の内容を変更することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定したファンド収益の分配を口数に応じて受領する権利を有します。

一般コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。（原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

自動けいぞく投資コースをお持ちの場合

- ・収益分配金は、課税後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ・この場合、委託会社は、原則として、決算日（毎計算期間終了日）の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付し、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。
- ※自動けいぞく投資契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

受益者は、上記支払いの開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、当該分配金は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金受領権

受益者は、保有口数に応じて償還金を受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日前に一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。）

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から払い込みを受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 買戻し請求権（一部解約の実行請求権）

受益者は、自己に帰属する受益権について一部解約の実行を請求する権利を有します。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。（詳しくは、前記第2 2「換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更のうちその内容が重大なものを行う場合において、委託会社が約款に基づき定める一定の期間内に、委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この場合における買取請求の取扱いは、委託会社と受託会社との協議により定めた手続により行うものとし、その内容および手続については、約款の規定に基づき行われる公告または書面に記載されます。

（5）帳簿閲覧請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に受益者に係る投資信託財産に関する法定帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期計算期間（2019年11月26日から2020年5月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル・ボンド・オープンIM

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第42期 (2019年11月25日現在)	第43期 (2020年5月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,367,262	11,147,187
親投資信託受益証券	697,963,544	676,922,118
派生商品評価勘定	1,402,129	6,803,994
未収入金	8,604,484	8,300,000
流動資産合計	715,337,419	703,173,299
資産合計	715,337,419	703,173,299
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	890,474	1,884,325
未払金	2,438,301	-
未払収益分配金	3,299,372	3,187,894
未払解約金	604,364	3,081
未払受託者報酬	194,212	191,682
未払委託者報酬	4,272,732	4,216,985
未払利息	19	32
その他未払費用	715,242	697,014
流動負債合計	12,414,716	10,181,013
負債合計	12,414,716	10,181,013
純資産の部		
元本等		
元本	659,874,569	637,578,930
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,048,134	55,413,356
（分配準備積立金）	31,925,790	30,460,941
元本等合計	702,922,703	692,992,286
純資産合計	702,922,703	692,992,286
負債純資産合計	715,337,419	703,173,299

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第42期 自 2019年 5月24日 至 2019年11月25日	第43期 自 2019年11月26日 至 2020年 5月25日
営業収益		
有価証券売買等損益	20,661,553	14,838,090
為替差損益	3,509,447	7,347,247
営業収益合計	24,171,000	22,185,337
営業費用		
支払利息	8,578	1,811
受託者報酬	194,212	191,682
委託者報酬	4,272,732	4,216,985
その他費用	726,141	697,910
営業費用合計	5,201,663	5,108,388
営業利益又は営業損失（△）	18,969,337	17,076,949
経常利益又は経常損失（△）	18,969,337	17,076,949
当期純利益又は当期純損失（△）	18,969,337	17,076,949
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,346,989	761,395
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,723,436	43,048,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,949,828	3,568,488
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,949,828	3,568,488
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,948,106	4,330,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,948,106	4,330,926
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,299,372	3,187,894
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,048,134	55,413,356

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託 受益証券の基準価額を用いております。
2. デリバティブ取引等 の評価基準および評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の 受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が 発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最 も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、2020年5月23日および24日が休日のため、2019 年11月26日から2020年5月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第42期 (2019年11月25日現在)	第43期 (2020年5月25日現在)
1. 当該計算期間の末日に おける受益権総数	659,874,569口	637,578,930口
2. 1口当たり純資産額	1.0652円	1.0869円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第42期 自 2019年 5月24日 至 2019年11月25日	第43期 自 2019年11月26日 至 2020年 5月25日																																				
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は252,144,366円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、3,299,372円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は245,415,044円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、3,187,894円（1万口当たり50円）を分配金額としております。																																				
<table><tr><th></th><th>金額（円）</th><th>1万口当たり（円）</th></tr><tr><td>A. 配当等収益</td><td>5,245,473</td><td>79.49</td></tr><tr><td>B. 有価証券 売買等損益</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>C. 収益調整金</td><td>216,919,204</td><td>3,287.28</td></tr><tr><td>D. 分配準備 積立金</td><td>29,979,689</td><td>454.32</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>252,144,366</td><td>3,821.10</td></tr></table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	5,245,473	79.49	B. 有価証券 売買等損益	—	—	C. 収益調整金	216,919,204	3,287.28	D. 分配準備 積立金	29,979,689	454.32	分配可能額	252,144,366	3,821.10	<table><tr><th></th><th>金額（円）</th><th>1万口当たり（円）</th></tr><tr><td>A. 配当等収益</td><td>4,761,457</td><td>74.68</td></tr><tr><td>B. 有価証券 売買等損益</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>C. 収益調整金</td><td>211,766,209</td><td>3,321.41</td></tr><tr><td>D. 分配準備 積立金</td><td>28,887,378</td><td>453.07</td></tr><tr><td>分配可能額</td><td>245,415,044</td><td>3,849.17</td></tr></table>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	4,761,457	74.68	B. 有価証券 売買等損益	—	—	C. 収益調整金	211,766,209	3,321.41	D. 分配準備 積立金	28,887,378	453.07	分配可能額	245,415,044	3,849.17
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	5,245,473	79.49																																			
B. 有価証券 売買等損益	—	—																																			
C. 収益調整金	216,919,204	3,287.28																																			
D. 分配準備 積立金	29,979,689	454.32																																			
分配可能額	252,144,366	3,821.10																																			
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	4,761,457	74.68																																			
B. 有価証券 売買等損益	—	—																																			
C. 収益調整金	211,766,209	3,321.41																																			
D. 分配準備 積立金	28,887,378	453.07																																			
分配可能額	245,415,044	3,849.17																																			
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。 3. その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 4. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。	（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。 3. その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。 4. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。																																				

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期 (2019年11月25日現在)	第43期 (2020年5月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ② デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ② デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第42期 自 2019年 5月24日 至 2019年11月25日	第43期 自 2019年11月26日 至 2020年 5月25日
期首元本額	650,571,451円	659,874,569円
期中追加設定元本額	57,602,499円	46,065,406円
期中一部解約元本額	48,299,381円	68,361,045円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第42期 (2019年11月25日現在)	第43期 (2020年5月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,157,091	14,529,178
合計	20,157,091	14,529,178

3. デリバティブ取引等関係

① ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	第42期（2019年11月25日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,469,443	—	1,468,132	△1,311
	米ドル	370,285	—	370,893	608
	ユーロ	1,099,158	—	1,097,239	△1,919
	売建	531,193,016	—	530,680,050	512,966
	米ドル	257,326,576	—	258,163,360	△836,784
	カナダドル	10,305,175	—	10,198,750	106,425
	メキシコペソ	3,999,089	—	3,979,350	19,739
	ユーロ	200,143,710	—	199,083,800	1,059,910
	英ポンド	34,433,529	—	34,478,730	△45,201
	スウェーデンクローナ	2,265,100	—	2,258,000	7,100
	ノルウェークローネ	1,557,275	—	1,552,350	4,925
	デンマーククローネ	2,814,456	—	2,794,440	20,016
	ポーランドズロチ	3,065,700	—	3,058,000	7,700
	オーストラリアドル	10,701,805	—	10,537,670	164,135
	シンガポールドル	2,397,171	—	2,385,600	11,571
	南アフリカランド	2,183,430	—	2,190,000	△6,570
	合計	532,662,459	—	532,148,182	511,655

区分	種類	第43期（2020年5月25日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	42,123,733	—	42,364,989	241,256
	米ドル	29,455,800	—	29,602,387	146,587
	ユーロ	8,139,660	—	8,021,652	△118,008
	スウェーデンクローナ	1,728,640	—	1,779,200	50,560
	ノルウェークローネ	2,799,633	—	2,961,750	162,117
	売建	560,650,166	—	555,971,753	4,678,413
	米ドル	279,341,020	—	274,157,968	5,183,052
	カナダドル	9,145,422	—	9,308,530	△163,108
	メキシコペソ	3,790,642	—	4,105,640	△314,998
	ユーロ	208,923,249	—	208,027,057	896,192
	英ポンド	33,206,760	—	33,607,528	△400,768
	スウェーデンクローナ	2,788,793	—	2,891,200	△102,407
	ノルウェークローネ	3,989,679	—	4,103,370	△113,691
	デンマーククローネ	2,724,032	—	2,740,500	△16,468
	ポーランドズロチ	2,948,451	—	2,858,900	89,551
	オーストラリアドル	9,590,009	—	10,070,060	△480,051
	シンガポールドル	2,250,339	—	2,265,000	△14,661
	南アフリカランド	1,951,770	—	1,836,000	115,770
	合計	602,773,899	—	598,336,742	4,919,669

（注）1. 時価の算定方法

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	グローバル・ボンド・マザーファンド	389,932,096	676,922,118	
合計		389,932,096	676,922,118	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

参考情報

ファンドは、「グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の2020年5月25日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「グローバル・ボンド・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2020年5月25日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	246,906,941
金銭信託	236,560
コール・ローン	27,194,183
国債証券	5,571,362,985
特殊債券	92,258,257
派生商品評価勘定	13,535,545
未収利息	31,756,697
前払費用	1,959,421
流動資産合計	5,985,210,589
資産合計	5,985,210,589
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,756,161
未払解約金	17,747,785
未払利息	78
その他未払費用	364
流動負債合計	34,504,388
負債合計	34,504,388
純資産の部	
元本等	
元本	3,427,813,728
剰余金	
剰余金または欠損金	2,522,892,473
純資産合計	5,950,706,201
負債純資産合計	5,985,210,589

(注) グローバル・ボンド・マザーファンドの計算期間は、毎年5月24日から翌年5月23日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券については個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 ① 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。 ② 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

	(2020年5月25日現在)
1. 計算日における受益権総数	3,427,813,728口
2. 1口当たり純資産額	1.7360円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

① 国債証券・特殊債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

② デリバティブ取引

「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。

③ 上記以外の金銭債権および金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(2020年5月25日現在)	
グローバル・ボンド・オープンIMの第43期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	3,935,534,591円
期中追加設定元本額	123,711,305円
期中一部解約元本額	631,432,168円
期末における元本の内訳	
グローバル・ボンド・オープンIM	389,932,096円
グローバル・ボンド・オープンIM VA（為替ヘッジあり） （適格機関投資家専用）	1,666,875,201円
グローバル・ボンド・オープンIM VA-3（為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）	1,371,006,431円
期末元本合計	3,427,813,728円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2020年5月25日現在)
	当該親投資信託の期首（2019年11月26日）から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	358,399,875
特殊債券	1,476,103
合計	359,875,978

3. デリバティブ取引等関係

① ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	(2020年5月25日現在)			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建	1,046,655,401	—	1,052,560,474	5,905,073
	米ドル	85,431,365	—	85,727,497	296,132
	カナダドル	53,058,564	—	54,004,860	946,296
	ユーロ	579,323,144	—	578,868,840	△454,304
	英ポンド	78,904,915	—	79,127,167	222,252
	スウェーデンクローナ	21,335,484	—	22,240,000	904,516
	ノルウェークローネ	29,846,385	—	31,125,300	1,278,915
	デンマーククローネ	36,398,712	—	36,618,750	220,038
	ポーランドズロチ	15,814,419	—	15,334,100	△480,319
	オーストラリアドル	84,233,427	—	88,940,460	4,707,033
	シンガポールドル	29,779,486	—	29,973,500	194,014
	南アフリカランド	32,529,500	—	30,600,000	△1,929,500
	売建	992,608,470	—	1,001,734,159	△9,125,689
	米ドル	545,145,180	—	544,126,720	1,018,460
	カナダドル	19,310,980	—	19,771,010	△460,030
	メキシコペソ	6,550,650	—	7,095,000	△544,350
	ユーロ	122,638,693	—	122,651,650	△12,957
	英ポンド	39,832,211	—	39,682,389	149,822
	スウェーデンクローナ	18,809,764	—	19,359,920	△550,156
	ノルウェークローネ	22,754,786	—	23,403,210	△648,424
	オーストラリアドル	166,015,436	—	173,796,560	△7,781,124
	ニュージーランドドル	51,550,770	—	51,847,700	△296,930
合計		2,039,263,871	—	2,054,294,633	△3,220,616

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

有価証券明細表（債券）

（2020年5月25日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY	1,000,000.00	1,008,281.25	
		US TREASURY	2,730,000.00	2,763,806.27	
		US TREASURY	5,140,000.00	5,321,907.78	
		US TREASURY	1,140,000.00	1,181,035.54	
		US TREASURY	4,260,000.00	4,553,873.45	
		US TREASURY	2,680,000.00	2,914,604.68	
		US TREASURY	1,110,000.00	1,743,957.41	
		US TREASURY	2,690,000.00	3,352,202.35	
		US TREASURY	740,000.00	1,047,128.90	
		US TREASURY	2,720,000.00	2,938,184.36	
		計	銘柄数： 10	24,210,000.00	26,824,981.99
				(2,887,709,311)	
		組入時価比率： 48.5%		51.0%	
	カナダドル	CANADA	730,000.00	819,841.10	
		CANADA	140,000.00	197,608.60	
	計	銘柄数： 2	870,000.00	1,017,449.70	
				(78,292,754)	
		組入時価比率： 1.3%		1.4%	
	メキシコペソ	MEXICO	10,428,000.00	12,120,047.28	
	計	銘柄数： 1	10,428,000.00	12,120,047.28	
				(57,691,425)	
		組入時価比率： 1.0%		1.0%	
	ユーロ	AUSTRIA	60,000.00	117,030.66	
		AUSTRIA	830,000.00	902,583.50	
		AUSTRIA	250,000.00	417,593.50	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	322,317.90	
		BELGIUM KINGDOM	190,000.00	261,663.67	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	245,312.60	
		FRANCE	1,770,000.00	1,891,066.37	
		FRANCE	695,000.00	745,761.41	
		FRANCE	450,000.00	808,033.50	
		FRANCE	520,000.00	696,859.80	
		GERMANY	680,000.00	741,057.20	
		GERMANY	670,000.00	718,315.70	
		GERMANY	500,000.00	825,712.50	
		ITALY	1,770,000.00	1,806,164.64	
		ITALY	1,300,000.00	1,371,903.00	
		ITALY	900,000.00	1,287,182.72	
		NETHERLANDS	260,000.00	474,086.08	
		SPAIN	720,000.00	774,485.28	
		SPAIN	655,000.00	809,640.26	
		SPAIN	270,000.00	399,929.40	
		SPAIN	140,000.00	180,697.30	
		SPAIN	120,000.00	187,240.92	
	計	銘柄数： 22	13,250,000.00	15,984,637.91	
				(1,875,957,105)	
		組入時価比率： 31.5%		33.1%	
	英ポンド	UK TREASURY	100,000.00	147,052.00	
		UK TREASURY	280,000.00	481,147.74	
		UK TREASURY	1,110,000.00	1,848,172.20	
	計	銘柄数： 3	1,490,000.00	2,476,371.94	

				(324,899,998)	
		組入時価比率：	5.5%	5.7%	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN	1,180,000.00	1,264,452.60	
	計	銘柄数：	1	1,264,452.60	
				(14,073,357)	
		組入時価比率：	0.2%	0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWAY	600,000.00	652,134.00	
	計	銘柄数：	1	652,134.00	
				(7,023,483)	
		組入時価比率：	0.1%	0.1%	
	ポーランドズロチ	POLAND	830,000.00	900,481.71	
	計	銘柄数：	1	900,481.71	
				(23,412,524)	
		組入時価比率：	0.4%	0.4%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA	1,210,000.00	1,407,206.04	
		AUSTRALIA	900,000.00	1,056,982.90	
		AUSTRALIA	460,000.00	531,644.47	
		AUSTRALIA	510,000.00	513,863.43	
	計	銘柄数：	4	3,509,696.84	
				(247,223,045)	
		組入時価比率：	4.2%	4.4%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND	500,000.00	609,360.81	
		NEW ZEALAND	210,000.00	229,761.43	
	計	銘柄数：	2	839,122.24	
				(55,079,983)	
		組入時価比率：	0.9%	1.0%	
	小計			5,571,362,985	
				(5,571,362,985)	
特殊債券	米ドル	FGLMC 6%	170,320.45	175,386.97	
		FHLMC 7%	518,101.00	607,250.24	
		FNCL 6%	24,461.24	24,850.92	
		FNCL 6%	29,823.90	30,585.27	
		FNCL 6%	18,433.42	18,947.11	
	計	銘柄数：	5	857,020.51	
				(92,258,257)	
		組入時価比率：	1.6%	1.6%	
	小計			92,258,257	
				(92,258,257)	
	合計			5,663,621,242	
				(5,663,621,242)	

（注1）通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注2）種類毎の小計欄および合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年６月末日現在）

種類	金額
I 資産総額	709,478,213円
II 負債総額	3,341,661円
III 純資産総額（I－II）	706,136,552円
IV 発行済口数	644,227,080口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0961円
（1万口当たり純資産額）	（10,961円）

（参考情報）「グローバル・ボンド・マザーファンド」の現況

純資産額計算書

（2020年６月末日現在）

種類	金額
I 資産総額	5,885,754,743円
II 負債総額	20,893,816円
III 純資産総額（I－II）	5,864,860,927円
IV 発行済口数	3,305,616,083口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7742円
（1万口当たり純資産額）	（17,742円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を指示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律に基づき、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2020年6月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年間における資本金の増減：該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

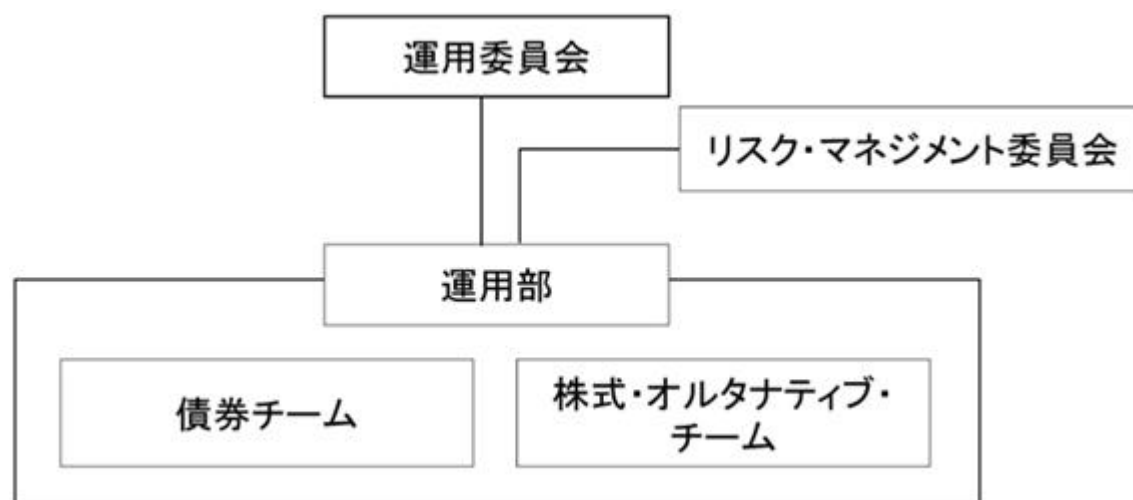
委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として代表取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

②投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部は2つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券チーム：債券

株式・オルタナティブ・チーム：外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ
およびプライベート・エクイティ等

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、多くの場合、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジ

メント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は2020年6月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	30	353,245,459,949
単位型株式投資信託	3	18,754,421,545
合計	33	371,999,881,494

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（2007年内閣府令第52号）」により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第 25 期 2018年12月31日		第 26 期 2019年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
資産の部				
I 流動資産				
預金		3,128,246		3,837,377
前払費用		29,382		28,956
未収委託者報酬		252,387		366,363
未収運用受託報酬		662,963		671,303
未収投資助言報酬		773,443		1,039,074
未収収益 ※ 1		10,202		63,420
未収還付法人税等		18,120		-
立替金		17,453		105
流動資産計		4,892,200		6,006,601
II 固定資産				
有形固定資産		3,340		3,340
器具備品	3,340		3,340	
投資その他の資産		9,997		98,102
長期前払費用	966		766	
繰延税金資産	81,706		97,319	
デリバティブ資産 ※ 2	16		16	
固定資産計		86,029		101,442
資産合計		4,978,229		6,108,044
負債の部				
I 流動負債				
預り金		523		184
未払金		316,103		195,576
未払償還金	6,126		6,126	
未払手数料	12,590		14,475	
その他未払金	297,386		174,974	
未払費用 ※ 1		755,149		1,337,896
一年内返済予定の関係会社長期借入金		-		350,000
未払法人税等		-		118,074
前受収益		9,566		9,824
流動負債計		1,081,341		2,011,556
II 固定負債				
関係会社長期借入金		350,000		-
親会社株式報酬引当金		5,368		1,203
繰延報酬引当金		19,841		5,265
退職給付引当金		228		229
固定負債計		375,438		6,699
負債合計		1,456,780		2,018,255

科目	第 25 期 2018年12月31日		第 26 期 2019年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
純資産の部				
I 株主資本				
資本金		990,000		990,000
資本剰余金				
資本準備金	765,000		765,000	
資本剰余金合計		765,000		765,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,766,448		2,334,788	
利益剰余金合計		1,766,448		2,334,788
株主資本計		3,521,448		4,089,788
純資産合計		3,521,448		4,089,788
負債・純資産合計		4,978,229		6,108,044

（２）【損益計算書】

科目	第 25 期 自 2018年1月 1日 至 2018年12月31日		第 26 期 自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
I 営業収益				
委託者報酬		1,022,826		1,181,503
運用受託報酬		3,407,985		2,145,590
投資助言報酬		2,722,728		3,394,690
その他営業収益 ※ 1		150,725		179,554
営業収益計		7,304,266		6,901,338
II 営業費用				
支払手数料		73,279		94,603
広告宣伝費		57,387		12,088
調査費		137,519		122,025
調査費	55,415		62,631	
委託調査費	82,104		59,393	
委託計算費		104,527		121,268
営業雑経費		3,468,218		2,639,674
通信費	183		-	
印刷費	14,456		10,427	
諸会費	18,459		14,815	
その他 ※ 3	3,435,119		2,614,431	
営業費用計		3,840,933		2,989,660
III 一般管理費				
人件費 ※ 4		1,822,516		2,074,046
交際費		3,355		937
旅費交通費		57,039		57,470
租税公課		36,796		52,305
不動産賃借料		302,233		318,135
器具備品費		86,005		134,333
事務委託費		149,605		92,064
諸経費		195,142		252,097
一般管理費計		2,652,694		2,981,391
営業利益		810,638		930,286
IV 営業外収益				
受取利息		49		111
時効後収益分配金償還金		109		-
為替差益		870		2,941
デリバティブ等利益 ※ 2		-		7,496
雑益		226		263
営業外収益計		1,256		10,813
V 営業外費用				
支払利息		55		3,393
デリバティブ等損失 ※ 2		4,620		-
雑損		2,209		-
営業外費用計		6,885		3,393
経常利益		805,009		937,706
税引前当期純利益		805,009		937,706
法人税、住民税及び事業税	53,254		384,979	
法人税等調整額	281,908	335,162	△15,612	369,366
当期純利益		469,846		568,339

（３）【株主資本等変動計算書】

第25期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	990,000	765,000	765,000	1,296,602	1,296,602	3,051,602	3,051,602
当期変動額							
当期純利益				469,846	469,846	469,846	469,846
当期変動額合計	-	-	-	469,846	469,846	469,846	469,846
当期末残高	990,000	765,000	765,000	1,766,448	1,766,448	3,521,448	3,521,448

第26期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	990,000	765,000	765,000	1,766,448	1,766,448	3,521,448	3,521,448
当期変動額							
当期純利益				568,339	568,339	568,339	568,339
当期変動額合計	-	-	-	568,339	568,339	568,339	568,339
当期末残高	990,000	765,000	765,000	2,334,788	2,334,788	4,089,788	4,089,788

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。なお、当事業年度においては、減価償却資産は保有しておりません。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しております。また、一部従業員を対象に追加退職金制度要支給額も計上しております。 (3) 親会社株式報酬引当金 親会社株式報酬の支払いに備えるため、親会社株式報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。 (4) 繰延報酬引当金 繰延報酬の支払いに備えるため、繰延報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しております。
5. その他財務表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。 (2) 連結納税制度 当社はモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。 (3) 重要な収益及び費用の計上基準 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）を適用しております。 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断されたときに計上します。 投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

（会計方針の変更）

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
収益認識に関する会計基準等の適用 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）が2018年12月31日に終了する事業年度の年度末に係る個別財務諸表から適用できることになったことに伴い、当会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当会計期間への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に変動はありません。	該当事項はありません。

（表示の変更）

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
該当事項はありません。	「税効果会計に係る会計基準の一部改正」の適用 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」72,692千円は、「投資その他の資産」の81,706千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
1. 税効果会計に係る会計基準等 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日） 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日） ① 概要 個別計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。 ② 適用予定日 2019年12月期の期首より適用予定であります。 ③ 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。	1. 時価の算定に関する会計基準等 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日） ① 概要 国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。 ② 適用予定日 2022年12月期の期首より適用予定であります。 ③ 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日								
※1. 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>52,145千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期借入金</td><td>350,000千円</td></tr> </table> ※2. デリバティブ資産は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社からヘッジ損益および手数料の配賦を受けたものです。 ※3. 2018年1月1日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。同契約に基づき、前期末当社にて計上されていた退職給付引当金のうち512,453千円がモルガン・スタンレー・グループ株式会社に移管されております。	未払費用	52,145千円	関係会社長期借入金	350,000千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>292,892千円</td></tr> <tr> <td>一年内返済予定の関係会社長期借入金</td><td>350,000千円</td></tr> </table> ※2. 同左	未払費用	292,892千円	一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000千円
未払費用	52,145千円								
関係会社長期借入金	350,000千円								
未払費用	292,892千円								
一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000千円								

(損益計算書関係)

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日	第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日
※ 1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、2017年1月1日以降は一括して税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定し、親会社であるモルガン・スタンレーとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は1,149,497千円です。	※ 1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、2017年1月1日以降は一括して税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は2,703,475千円です。
※ 2. 営業外収益のうち、デリバティブ等利益またはデリバティブ等損失は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンズワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益および手数料の配賦です。	※ 2. 同左
※ 3. 2018 年1 月1 日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。雇用会社の変更による当社の損益への影響はありません。	※ 3. 同左
※ 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,825,568千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。	※ 4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,746,811千円含まれております。主な内訳は以下のとおりです。
従業員給料・報酬相当額 1,612,108 千円 福利厚生費相当額 139,017 退職金・退職給付費用相当額 74,442	従業員給料・報酬相当額 1,516,908 千円 福利厚生費相当額 81,136 退職金・退職給付費用相当額 148,765

(株主資本等変動計算書関係)

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	—	—	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12月 31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	4,502	—	—	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、ファンドからの委託者報酬の未収分であり、ファンドの資産は信託銀行にて管理されております。未収運用受託報酬および未収投資助言報酬は投資顧問報酬で、顧客の信用リスクは社内管理規定に従いリスク軽減を図っております。未収収益は主に関連会社に対するものです。デリバティブ取引は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップを行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益及び手数料の配賦です。未払金は主に未払消費税です。未払費用は主に関連会社に対するものです。資産および負債はすべて短期間で決済されます。また、未収収益および未払費用にともなう為替リスクは、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

① 信用リスクの管理

当社は、社内管理規定に従い、新規顧客にともなう信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、海外の関連会社との外貨建ての債権債務にともなう為替リスクに対して、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	3,128,246	3,128,246	—
(2) 未収委託者報酬	252,387	252,387	—
(3) 未収運用受託報酬	662,963	662,963	—
(4) 未収投資助言報酬	773,443	773,443	—
(5) 未収収益	10,202	10,202	—
(6) 未収還付法人税等	18,120	18,120	—
(7) 立替金	17,453	17,453	—
資産計	4,862,816	4,862,816	—
(1) 未払金	316,103	316,103	—
(2) 未払費用	755,149	755,149	—
(3) 関係会社長期借入金	350,000	353,445	3,445
負債計	1,421,252	1,424,697	3,445
デリバティブ取引	16	16	—

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	3,837,377	3,837,377	—
(2) 未収委託者報酬	366,363	366,363	—
(3) 未収運用受託報酬	671,303	671,303	—
(4) 未収投資助言報酬	1,039,074	1,039,074	—
(5) 未収収益	63,420	63,420	—
(6) 立替金	105	105	—
資産計	5,977,644	5,977,644	—
(1) 未払金	195,576	195,576	-
(2) 未払費用	1,337,896	1,337,896	-
(3) 未払法人税等	118,074	118,074	-
(4) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	350,000	353,727	3,727
負債計	2,001,547	2,001,547	3,727
デリバティブ取引	16	16	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ③ デリバティブ取引はデリバティブ取引に関する注記をご参照ください。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度 （2018年12月31日）

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
金銭債権						
現金預金	3,128,246	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	252,387	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	662,963	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	773,443	-	-	-	-	-
未収収益	10,202	-	-	-	-	-
未収入金	18,120	-	-	-	-	-
立替金	17,453	-	-	-	-	-
金銭債権合計	4,862,816	-	-	-	-	-
金銭債務						
未払金	316,103	-	-	-	-	-
未払費用	755,149	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	350,000	-	-	-	-
金銭債務合計	1,071,252	350,000	-	-	-	-

当事業年度 （2019年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 25 期
2018年 12月 31日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンスワップ	62,610	16	16
合計		62,610	16	16

(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

第 26 期
2019年 12月 31日

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンスワップ	37,233	16	16
合計		37,233	16	16

(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	547,033	千円
退職給付費用	83	
退職給付の支払額	△34,216	
従業員の雇用会社の変更に伴う移管額	△512,453	
為替の影響等	△216	
退職給付引当金の期末残高	228	

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 83千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、2,584千円です。

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12月 31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	228	千円
為替の影響等	2	
退職給付引当金の期末残高	229	

(2) 退職給付費用

該当事項はありません。

3. 確定拠出制度

該当事項はありません。

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
一般管理費の人件費 △1,388千円

2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況
引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通りです。

① 親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び従業員 13名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	親会社株式 3,801株	親会社株式 2,033株	親会社株式 978株	親会社株式 2,461株
付与日	2015年1月21日	2016年1月20日	2017年1月18日	2018年1月19日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2017年1月23日までに50% 2018年1月22日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2021年1月27日に100%
対象勤務期間	2015年1月21日から各権利確定日まで	2016年1月20日から各権利確定日まで	2017年1月18日から各権利確定日まで	2018年1月18日から各権利確定日まで
交付日	2017年1月23日までに50% 2018年1月22日までに50%	2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	2021年1月27日までに100%
付与日における公正な評価単価（USドル）	34.5835	25.1867	42.6390	56.8372

② 親会社株式報酬の規模及び変動状況

付与される親会社株式報酬の数

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
権利確定前				
期首（株）	1,755	2,033	978	-
増加（株）	-	-	-	2,461
失効（株）	94	-	-	-
権利確定（株）	1,661	1,014	-	754
従業員の雇用会社の変更に伴う変動（株）	-	350	553	1,632
未確定残（株）	-	669	425	75
権利確定後				
期首（株）	-	-	-	-
増加（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	1,661	1,014	-	754
失効（株）	-	-	-	-
交付（株）	1,661	1,014	-	754
未交付残（株）	-	-	-	-

単価情報

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
本事業年度末（USドル）	39.65	39.65	39.65	39.65

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬（ストックユニット型）

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2016年3月期	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12 月 31日

1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名
一般管理費の人件費 616千円

2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況
引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通りです。

① 親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 4名	当社の取締役及び従業員 8名
株式の種類及び付与数（株）	親会社株式 2,033株	親会社株式 978株	親会社株式 2,461株
付与日	2016年1月20日	2017年1月18日	2018年1月19日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 2021年1月27日に100%
対象勤務期間	2016年1月20日から各権利確定日まで	2017年1月18日から各権利確定日まで	2018年1月18日から各権利確定日まで
交付日	2018年1月22日までに50% 2019年1月28日までに50%	2019年1月28日までに50% 2020年1月27日までに50%	2021年1月27日までに100%
付与日における公正な評価単価（USドル）	25.1867	42.6390	56.8372

② 親会社株式報酬の規模及び変動状況

付与される親会社株式報酬の数

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
権利確定前			
期首（株）	669	425	75
増加（株）	-	-	-
失効（株）	-	-	-
権利確定（株）	669	233	66
従業員の雇用会社の変更に伴う変動（株）	-	-	-
未確定残（株）	-	192	9
権利確定後			
期首（株）	-	-	-
増加（株）	-	-	-
権利確定（株）	669	233	66
失効（株）	-	-	-
交付（株）	669	233	66
未交付残（株）	-	-	-

単価情報

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
本事業年度末（USドル）	51.12	51.12	51.12

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬（ストックユニット型）

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬（ストックユニット型）

	2017年3月期	2017年12月期	2018年12月期
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし

(税効果会計関係)

第 25 期 2018年12月31日	第 26 期 2019年12月31日
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (流動の部) 繰延税金資産 未払費用 <u>73,946千円</u> 繰延税金資産合計 <u>73,946千円</u> 繰延税金負債 未収還付事業税 <u>1,253千円</u> 繰延税金負債合計 <u>1,253千円</u> 繰延税金資産の純額 <u>72,692千円</u> (固定の部) 繰延税金資産 長期前払費用 1,224千円 退職給付引当金 70千円 繰延報酬引当金 6,075千円 親会社株式報酬引当金 <u>1,643千円</u> 繰延税金資産合計 <u>9,014千円</u>	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 未払費用 69,951千円 未払事業税 23,063千円 長期前払費用 2,253千円 退職給付引当金 70千円 繰延報酬引当金 1,612千円 親会社株式報酬引当金 <u>368千円</u> 繰延税金資産合計 <u>97,319千円</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.86% (調整) 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 10.28% その他 <u>0.49%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>41.63%</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 8.67% その他 <u>0.10%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>39.39%</u>

(セグメント情報等)

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
7,192,115	71,329	38,973	1,847	7,304,266

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	71,329
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	38,973

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12 月 31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
6,758,663	70,747	70,185	1,741	6,901,338

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	70,747
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	70,185

(関連当事者情報)

第 25 期
自 2018年 1月 1日
至 2018年 12月 31日

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニューヨーク州	8,540 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	350,000	関係会社長期借入金	350,000
							支払利息	55	未払費用	55
						移転価格取引	移転価格取引 (注2)	1,149,497	未払費用	13,372
	モルガン・スタンレーホールディングス株式会社	東京都千代田区	1 百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接 100%	連結納税	連結法人税の個別帰属額	38,717	未払費用	38,717

② 関連会社等
該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー MUFJ 証券株式会社	東京都千代田区	621億円	金融商品取引業者	なし	事務委託契約	人件費	207,589	未払費用	91,225
							事務委託費 (注3)	94,455		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 百万円	モルガン・スタンレーグループにおける人事、総務及びIT関連サービス並びに不動産等の賃貸借管理業務	なし	当社への社員出向及び事務委託契約並びに不動産賃貸	人件費	2,393,840	未払費用	454,320
							不動産賃借料 (注4)	225,842		
	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国デラウェア州	8,021 百万ドル	金融業	なし	為替ヘッジ	為替ヘッジ (注5)	79,149	未払金	79,149

取引条件及び取引条件の決定方法：

(注1) 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

(注2) 移転価格取引については、税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定しております。

(注3) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。なお、2017年2月にモルガン・スタンレーのグループ内における不動産等の賃貸業務は、モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社からモルガン・スタンレー・グループ株式会社に移管されております。

(注5) 為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報
該当はありません。

第 26 期
自 2019年 1月 1日
至 2019年 12 月 31日

（１） 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合（％）	関連当事 者との関 係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会 社	モルガン・ スタンレー	米国 ニュー ヨーク州	8,540 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	-	一年内返済 予定の関係 会社長期借 入金	350,000
							支払利息	3,393	未払 費用	176
	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接100%	連結納税	連結法人税の個別帰属額	291,739	未払 費用	291,739

② 関連会社等
 該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合（％）	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終 親会 社の 子会 社	モルガン・スタンレー MUPG 証券株式会社	東京都千代田区	621億円	金融商品取引業者	なし	事務委託契約	人件費	320,048	未払 費用	86,925
							事務委託費 (注2)	92,064		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10 百万円	モルガン・スタンレーグループにおける人事、総務及びIT関連サービス並びに不動産等の賃貸借管理業務	なし	当社への社員出向及び事務委託契約並びに不動産賃貸	人件費	1,750,411	未払 費用	302,262
							不動産賃借料 (注3)	233,248		
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	1百万ドル	金融商品取引業	なし	移転価格取引	移転価格取引 (注4)	3,122,327	未払 費用	243,918
	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	8,199 百万ドル	金融業	なし	為替ヘッジ	為替ヘッジ (注5)	78,334	未払金	78,334

取引条件及び取引条件の決定方法：

- (注1) 当該借入には劣後特約が付されております。取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借り入れ条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。
- (注2) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 移転価格取引については、税法上の残余利益分割法で計算された独立企業間価格を基礎として決定しております。
- (注5) 為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等
 該当はありません。

（２） 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
MSJLホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報
 該当はありません。

（１株当たり情報）

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日		第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12 月 31日	
1. 1株当たり純資産額	782,196円56銭	1. 1株当たり純資産額	908,438円20銭
2. 1株当たり当期純利益	104,363円99銭	2. 1株当たり当期純利益	126,241円64銭
3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。		4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
当期純利益	469,846千円	当期純利益	568,339千円
普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円
普通株式にかかる当期純利益	469,846千円	普通株式にかかる当期純利益	568,339千円
普通株式の期中平均株式数	4,502株	普通株式の期中平均株式数	4,502株

（重要な後発事象）

第 25 期 自 2018年 1月 1日 至 2018年 12月 31日	第 26 期 自 2019年 1月 1日 至 2019年 12 月 31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更

委託会社の定款の変更には、株主総会の決議が必要です。

②訴訟その他重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称

三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額

2020年3月末日現在の資本金の額は342,037百万円です。

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額（※）	③事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 （注1）	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
auカブコム証券株式会社（注1）	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社（注1）	1,000百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,149百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
株式会社中国銀行（注1）	15,149百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	

※販売会社の資本金の額は2020年3月末日現在です。

（注1）募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

(3) 投資顧問会社

①名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Morgan Stanley Investment Management Limited.)

②資本金の額

2019年12月末日現在、約110百万円です。

（注）払込資本の額。なお、邦貨換算額は2019年12月30日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）によります。

③事業の内容

英国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

（４）投資顧問会社

①名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

②資本金の額

2019年12月末日現在、約52,137百万円です。

（注）払込資本の額。邦貨換算額は2019年12月30日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）によります。

③事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

なお、株式会社日本カストディ銀行※と再信託契約を締結し、ファンドの信託業務の一部を委託することがあります。

＜株式会社日本カストディ銀行の概要＞

資本金の額

2020年3月末日現在の資本金の額は51,000百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

※株式会社日本カストディ銀行は、2020年7月27日に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社が合併して発足しました。

（２）販売会社

本ファンドの受益権の募集の取扱および販売業務、信託契約の一部解約事務、収益分配金の再投資事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

（３）投資顧問会社

委託会社との運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、本ファンドの外国為替予約の指図およびマザーファンドの投資信託財産の運用の指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間中に提出された書類および提出年月日は以下の通りです。

有価証券報告書（第42期）	2020年2月25日
有価証券届出書	2020年2月25日

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 正 田 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月9日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 山 田 信 之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ボンド・オープンIMの2019年11月26日から2020年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ボンド・オープンIMの2020年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。